泉大津市の給与・定員管理等について

1 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	（参考）令和4年度の人件費率
令和5年度	人 73,145	千円 39,134,586	千円 220,812	千円 4,675,042	% 11.9	% 13.6

（注）人件費には児童手当を含まない。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				（参考）一人当たり給与費 B/A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 488	千円 1,636,485	千円 445,118	千円 703,063	千円 2,784,666	千円 5,706	千円 6,181

（注）1 職員手当には退職手当、児童手当を含まない。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

（3）ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

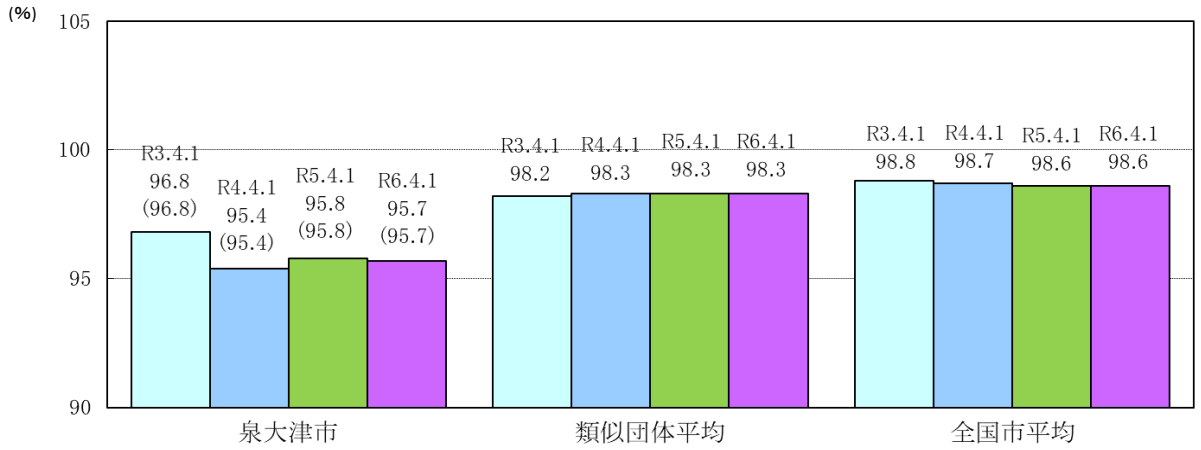

（注）1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数である。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出している。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

（4）給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

【 実施 】

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げた。
人材確保への影響を考慮し、初任給にかかる号俸等については引下げを行わず、高齢層については最大4%程度引下げを行った。
なお、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施した。

② 地域手当の見直し

（支給割合）国基準が引き続き6%であるのに対し、本市においても引き続き6%を支給する。

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度～令和6年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%
泉大津市の支給割合	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施した。（平成27年4月1日）

（5）特記事項

令和6年4月1日現在の給与抑制

特別職

項目	内容	期間
給料	20%～10%の減額	令和3年4月1日から令和7年1月12日まで

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
泉大津市	42.3 歳	311,623 円	403,200 円	365,900 円
大阪府	41.6 歳	314,603 円	424,876 円	372,465 円
国	42.1 歳	323,823 円	－ 円	405,378 円
類似団体	41.7 歳	313,594 円	395,822 円	360,145 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
泉大津市	56.2 歳	13 人	259,933 円	284,342 円	279,799 円	－		－ 円	－
うち用務員	60.1 歳	1 人	224,600 円	242,276 円	238,076 円	用務員	49.1歳	244,800 円	1.0
大阪府	54.5 歳	382 人	295,012 円	368,827 円	341,219 円	－		－ 円	－
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	－ 円	330,553 円	－		－ 円	－
類似団体	52.7 歳	16 人	321,506 円	377,113 円	353,146 円	－		－ 円	－

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
泉大津市	－	－	－
うち用務員	4,590,545 円	3,297,300 円	1.4

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

(1) 基本的な考え方

集中改革プランに基づき、民間委託の拡充等により、平成16年度以降、技能労務職員の採用は行っていない。

給与については、国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従業員の給与等を考慮し、適正化に向けた取組を推進していく。

(2) 具体的な取組内容

給料表については、大阪府及び府内各市の動向を注視しつつ、慎重に検討を続ける。また、特殊勤務手当及び住居手当について一部廃止を行い、昇給基準については、平成18年4月から国家公務員に準じた給与構造改革を実施し、適正化に向けた取組を行っている。

今後とも、職員数の適正化及び退職者の補充の抑制を踏まえ、さらなる民間委託も視野に入れ、事務・事業の見直しを引き続き検討していく。

③ 教育職(幼稚園教諭)

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
泉大津市	41.8 歳	307,861 円	360,573 円
大阪府	39.1 歳	348,232 円	424,747 円
類似団体	42.3 歳	319,527 円	373,194 円

④ 税務職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
泉大津市	41.5 歳	288,092 円	399,334 円	325,424 円
国	41.4 歳	353,051 円	－ 円	429,500 円
類似団体	37.3 歳	285,284 円	382,214 円	321,884 円

⑤ 消防職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
泉大津市	35.7 歳	285,401 円	383,493 円	336,550 円
類似団体	38.3 歳	302,620 円	392,377 円	345,720 円

⑥ 看護・保健職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
泉大津市	45.2 歳	293,106 円	355,172 円	330,701 円
国	48.1 歳	325,124 円	－ 円	365,921 円
類似団体	40.7 歳	305,146 円	376,285 円	333,003 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区　　分		泉大津市	大阪府	国	
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	203,300 円	一般職	196,200 円
	高 校 卒	176,100 円	171,500 円	一般職	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	176,100 円	178,233 円	－ 円	
	中 学 卒	162,100 円	－ 円	－ 円	
消防職	大 学 卒	202,400 円	－ 円	－ 円	
	高 校 卒	176,100 円	－ 円	－ 円	

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	249,800 円	331,711 円	－ 円	439,660 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
消防職	大 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	408,200 円

3　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8等級	部長・理事	10 人	3.9%	352,200 円	470,000 円
7等級	部次長・部参事・課長・課参事	40 人	15.5%	301,600 円	446,200 円
6等級	課長補佐・担当長	35 人	13.6%	269,600 円	411,300 円
5等級	専門官	0 人	0.0%	269,400 円	394,000 円
4等級	係長・総括主査	51 人	19.8%	256,100 円	382,000 円
3等級	主査・主任	22 人	8.5%	240,900 円	351,000 円
2等級	事務職員・技術職員	84 人	32.6%	208,000 円	305,200 円
1等級	事務職員・技術職員	16 人	6.2%	162,100 円	249,400 円

（注）1　泉大津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
　　3　端数処理の関係で、必ずしも100%にならない場合がある。

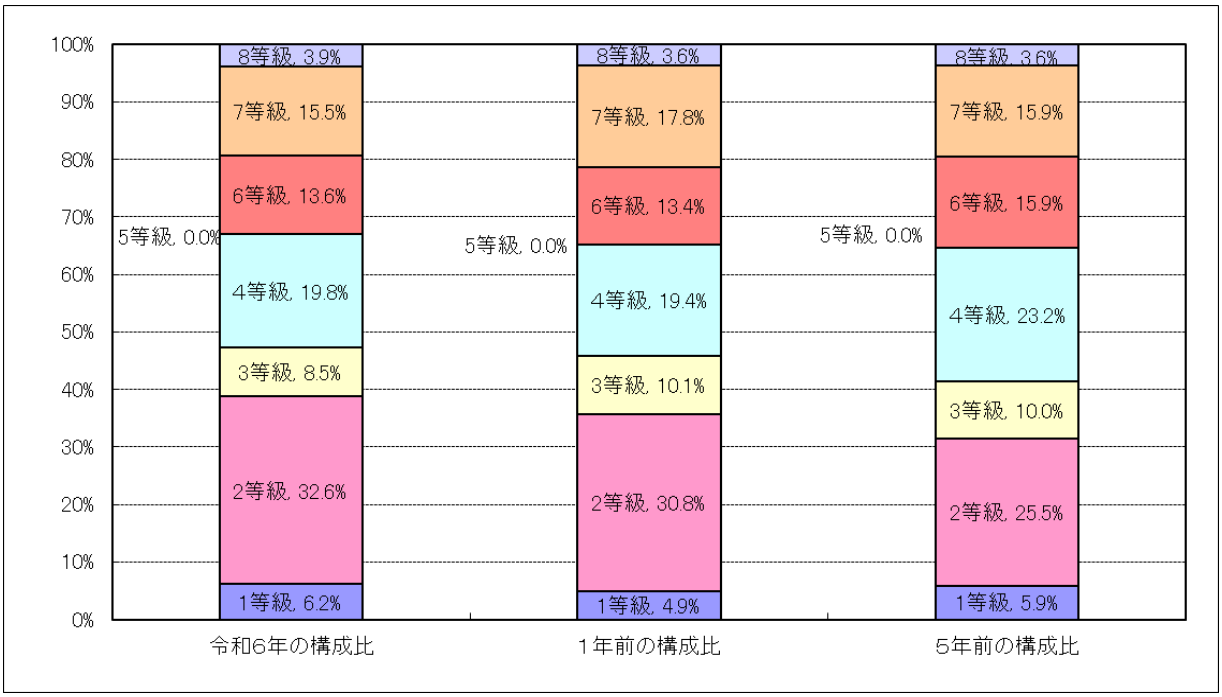

（2）国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）

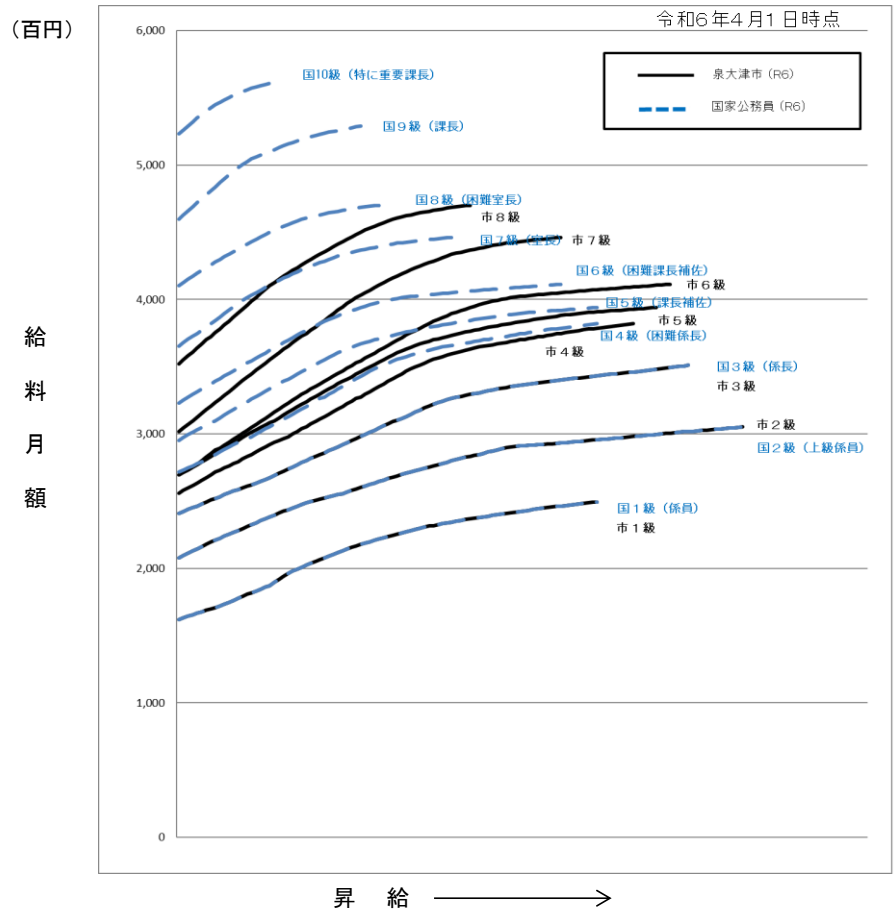

（3）昇給へ人事評価の活用状況（一般行政職）（泉大津市）

令和6年度中における運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

（1）期末手当・勤勉手当

泉大津市	大阪府	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,416 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,696 千円	―
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.450 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.050 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.450 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.050 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.450 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.050 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 10%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 10%～25%

（注）1人当たり平均支給額は、全職種に係る職員（企業職、市立病院の医師などを含む。）に支給された平均額である。
（　　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（泉大津市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○	○	○	○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

（2）退職手当（令和6年4月1日現在）

泉大津市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職加算措置（2%～20%加算））			（定年前早期退職特例措置（2%～45%加算））		
1人当たり平均支給額	2,660 千円	13,619 千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員（企業職、市立病院の医師などを含む。）に支給された平均額である。

2 本市において、平成21年度（平成21年4月1日）以降は、勧奨退職制度について運用を凍結している。

3 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

（3）地域手当（令和6年4月1日現在）

地域手当の支給実績（令和5年度決算）		187,967 千円	
支給職員1人当たり地域手当の平均支給年額（令和5年度決算）		240,060 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
泉大津市全域	6 %	783 人	6 %

（注）1人当たり平均支給額は、全職種に係る職員（企業職、市立病院の医師などを含む。）に支給された平均額である。

（4）特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			262,455 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			790,527 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			42.4 %	
手当の種類（手当数）			28 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
市税、国民健康保険又は介護保険料事務従事手当	市税、国民健康保険料又は介護保険料の賦課又は徴収に関する業務を主管する課に所属する職員	市税、国民健康保険料又は介護保険料の賦課又は徴収に関する業務	733 千円	日額 100円
感染症防疫作業従事手当	感染症の患者の看護又は防疫作業に従事した職員	感染症の患者の看護又は防疫作業	195 千円	感染症患者の看護 日額 3,000円 防疫作業 日額 150円
行旅病人又は行旅死亡人の収容護送作業手当	社会福祉事務所の職員又は当直勤務に服する職員	行旅病人又は行旅死亡人の収容護送作業	0 千円	行旅病人 1件 1,000円 行旅死亡人 1件 2,000円
社会福祉事務従事手当	社会福祉事務所の職員	法令に基づき公の保護を受ける者等の住居を訪問し、実地に行う調査又は指導業務	324 千円	日額 100円
下水道施設勤務手当	下水道施設に勤務する職員	下水道施設で行う事務又は作業	0 千円	事務 日額 80円 作業 日額 150円
じん芥収集現場作業従事手当	じん芥収集現場作業を主管する課に所属する職員	じん芥収集現場作業	57 千円	日額 200円
動物屍体処理作業従事手当	動物屍体処理作業を主管する課に所属する職員	動物屍体処理作業	2 千円	1件 400円
土木工事現場作業従事手当	土木工事現場作業を主管する課に所属する職員	土木現場作業	133 千円	日額 150円
手術業務手当	手術室に勤務する看護師	手術業務	501 千円	日額 250円
分娩手当	医師	分娩業務	2,889 千円	1胎 9,000円
	助産師	分娩業務	2,515 千円	1胎 5,000円
診療手当	医師		163,931 千円	給料月額の40.6%～60.6% ＋30，000円
	医師以外の技術職員 （事務に勤務する者を除く）		8,163 千円	日額 200円
放射線手当	放射線科に勤務する職員		390 千円	日額 150円
細菌検査手当	細菌検査業務に従事する職員	細菌検査業務	70 千円	日額 150円
臨床検査手当	臨床検査業務に従事する職員	臨床検査業務	167 千円	日額 100円
感染症危険手当	医師及び看護師	感染症患者の治療	501 千円	日額 3,000円 （4時間未満 1,500円）

特別出動手当	管理職手当を支給される医師、看護師等で休日、平日の帰宅後若しくは18時以降特に勤務した者、又は夜間救急診療等に従事する管理職手当の支給を受ける医師若しくは看護師等	休日、平日の帰宅後、18時以降、当直者の要請による勤務又は夜間救急診療など勤務時間外に特別に行う勤務	7,464 千円	（部長等） 1時間当たり 4,000円
				（副部長等） 1時間当たり 3,500円
				（部長補佐等） 1時間当たり 3,000円
夜間看護手当	病棟に勤務する助産師、看護師	夜間の看護業務	53,559 千円	4時間以上 4,500円 2時間以上4時間未満 4,000円 2時間未満 2,800円
危険物取扱主任手当	危険物取扱主任を命じた職員		0 千円	日額 100円
産業医手当	産業医に任命された医師		39 千円	日額 150円
臨床研修指導医手当	臨床研修プログラム責任者に任命された医師		56 千円	日額 250円
医療業務等待機手当	正規の勤務時間以外の時間外の時間等に自宅待機を命じられた医師		3,042 千円	1回につき 3,000円
	正規の勤務時間以外の時間外の時間等に自宅待機を命じられた医師以外の職員（診療局及び看護部に勤務する技術職員に限る。）		5,701 千円	1回につき 2,500円
認定看護師手当	公益社団法人日本看護協会が定める認定看護分野の認定看護師登録を受けている看護師	当該認定にかかる看護業務	213 千円	日額 250円
出火等出動手当	消防職員	消火業務	1,090 千円	出動1回につき 410円
夜間特殊業務手当	交替制勤務を正規の勤務としている消防職員	午後10時から翌日の午前5時までの間に行う通信業務等	5,097 千円	1勤務につき 650円
救急出場手当	消防職員	救急業務	4,576 千円	出場1回につき 300円
救急救命士手当	救急救命士に選任した消防職員		674 千円	日額 270円
水道料金徴収事務従事手当	都市政策部企業職員	水道料金徴収事務	0 千円	日額 100円
現場作業手当	都市政策部企業職員	水道現場作業又は浄配水作業	104 千円	日額 150円

（注） 1人当たり平均支給額は、全職種に係る職員（企業職、市立病院の医師などを含む。）に支給された平均額である。

（5） 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	131,039 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	221 千円
支給実績（令和4年度決算）	145,846 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	235 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（6）その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500 円 子（1人につき） 10,000 円 （16歳～22歳の子　1人につき5,000円加算） 父母等（1人につき） 6,500 円	同		84,514 千円	244,260 円
住居手当	借家・借間に居住して、家賃を支払っている職員（借家等の契約者）に支給される。 最高限度額 28,000 円 最低支給額 0 円	同		57,414 千円	333,805 円
通勤手当	交通機関を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が2km以上）に支給される。 ・交通機関利用者 定期券等の価格により6ヶ月定期券相当額を年2回支給 ・自動車等の交通用具使用者 2km ～ 5km 2,000 円 5km ～ 10km 4,200 円 10km ～ 15km 7,100 円 15km ～ 20km 10,000 円 20km ～ 25km 12,900 円 25km ～ 30km 15,800 円 30km ～ 35km 18,700 円 35km ～ 40km 21,600 円 40km ～ 45km 24,400 円 45km ～ 50km 26,200 円 50km ～ 55km 28,000 円 55km ～ 60km 29,800 円 60km ～ 31,600 円	同		64,512 千円	107,519 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される。 参与 95,000 円 部長 90,000 円 理事 76,000 円 統括監 72,000 円 部次長 68,000 円 部参事 65,000 円 課長 62,000 円 課参事 52,000 円 課長補佐 50,000 円 所長代理 40,000 円	異	地位に応じて 49,600円 ～ 88,500円 が支給される。	138,036 千円	726,505 円

宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等において、庁舎・設備の保守等のために宿日直勤務を行った職員に支給される。 ・医師 宿直1回につき 25,800 円 （救急の場合 55,000円） 日直1回につき 21,000 円 （救急の場合 39,000円） ・薬剤師、医療技師、看護師 救急の宿直1回につき 10,070 円 （管理職員の場合 12,570円） 救急の日直1回につき 8,856 円 ・その他の職員 宿日直1回につき 4,400 円	異	勤務の態様に応じて、勤務1回につき4,400円～21,000円が支給される。	69,054 千円	1,569,410 円
休日勤務手当	休日等（国民の祝日等及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給される。	同		16,997 千円	155,932 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急その他の公務の必要により、土・日曜日、休日等に勤務した管理職員に支給される。（管理職員に時間外勤務手当は、支給されない。） 課長補佐以上 3時間以上勤務 6,000 円 6時間以上勤務 9,000 円	異	地位に応じて 6,000円 ～ 12,000円、 6時間以上勤務の場合 9,000円 ～ 18,000円 が支給される。	4,989 千円	249,450 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌朝5時まで）勤務した職員に支給される。	同		26,670 千円	162,620 円

（注） 1人当たり平均支給額は、全職種に係る職員（企業職、市立病院の医師などを含む。）に支給された平均額である。

５ 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	712,000 円 （ 890,000 円 ）	（参考 類似団体の最高額/最低額） 1,061,000 円/ 593,400 円
	副市長	632,000 円 （ 790,000 円 ）	885,000 円/ 547,600 円
	教育長	630,000 円 （ 700,000 円 ）	
報酬	議長	610,000 円	737,000 円/ 372,000 円
	副議長	580,000 円	653,000 円/ 294,000 円
	議員	550,000 円	591,000 円/ 266,000 円
期末手当	市長 副市長	（令和5年度支給割合） 4.45 月分	
	議長 副議長 議員	（令和5年度支給割合） 4.40 月分	
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額） （支給時期）
	市長	給料月額×在職月数×０．１８	6,151,680 円 任期毎 （ 12,816,000 円 ）
	副市長	給料月額×在職月数×０．１２	3,640,320 円 任期毎 （ 7,584,000 円 ）
	教育長	給料月額×在職月数×０．１２	2,721,600 円 任期毎 （ 3,780,000 円 ）
	備考	下段の（ ）内は、減額措置を行う前の給料月額で計算した退職手当の額である。	

（注）１ 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
２ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６ 職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数(人) 令和5年	職員数(人) 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務企画	92	92	0	
		税務	23	25	2	配置換えによる増
		民生	162	177	15	待機児童解消に向けた体制の充実等
		衛生	17	16	▲ 1	配置換えによる減
		労働	1	1	0	
		農林水産	2	2	0	
		商工	4	4	0	
		土木	30	34	4	配置換えによる増
		計	337	357	20	＜参考＞ 人口 1万人当たり職員数 48.8人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 52.13人）
	教育部門		66	64	▲ 2	配置換えによる減
	消防部門		85	86	1	新規採用
	小 計		488	507	19	＜参考＞ 人口 1万人当たり職員数 69.3人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 65.53人）
公営企業等会計部門	病院		260	230	▲ 30	市立病院再編に伴う退職者不補充
	水道		15	13	▲ 2	配置換えによる減
	下水道		7	7	0	
	その他		26	26	0	
	小 計		308	276	▲ 32	
合 計			796 [1,074]	783 [1,074]	▲ 13 [0]	＜参考＞ 人口 1万人当たり職員数 107.1人

（注）１ 職員数は一般職に属する職員数である。

２ [ ]内は、条例定数の合計である。

（2）年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

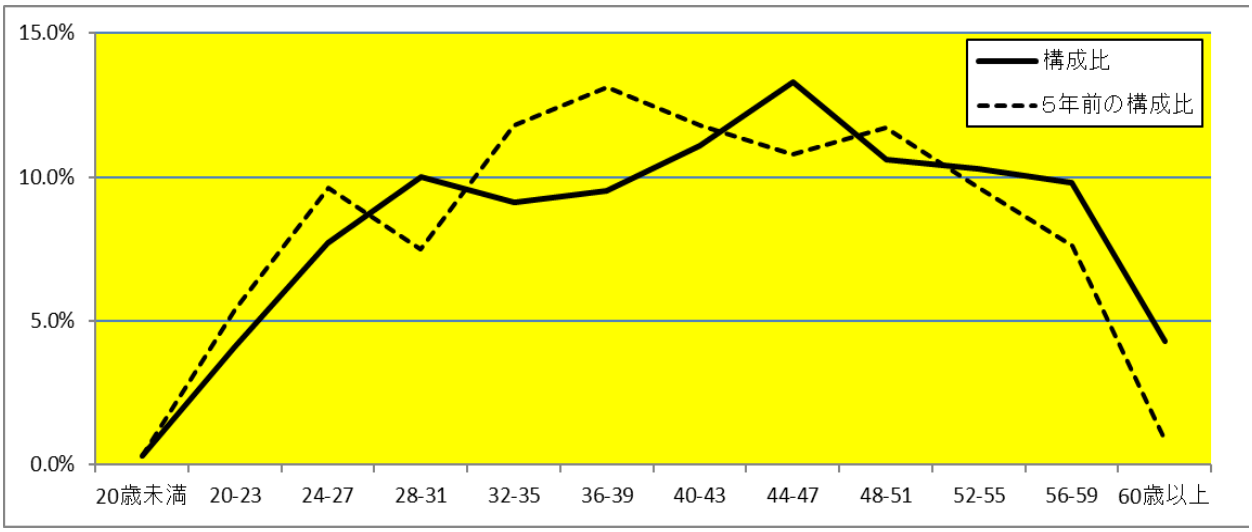

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 32	人 60	人 78	人 71	人 74	人 87	人 104	人 83	人 81	人 77	人 34	人 783

（3）職員数の推移

（単位　：　人　）

年度 / 部門別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平成30年度～令和6年度の増減数（率）
一般行政	293	290	302	323	331	337	357	64　（　21.8　%）
教育	61	58	59	65	63	66	64	3　（　4.9　%）
消防	83	86	84	86	87	85	86	3　（　3.6　%）
普通会計計	437	434	445	474	481	488	507	70　（　16.0　%）
公営企業等会計計	352	355	354	344	334	308	276	▲ 76　（　▲ 21.6　%）
総合計	789	789	799	818	815	796	783	▲ 6　（　▲ 0.8　%）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

7 公営企業職員の状況

（1）水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,513,764	千円 140,457	千円 123,691	% 8.2	% 7.9

（注）職員給与費には児童手当を含まない。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 15	千円 61,321	千円 13,708	千円 26,744	千円 101,773	千円 6,785

（参考） 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,118

（注）1 職員手当には退職給与金、児童手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項（令和6年4月1日現在）

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
泉大津市	48.6 歳	373,134 円	561,217 円
市町村平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

（注）1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

泉大津市（企業職）	市町村（政令指定都市を除く）平均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,783 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.450 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.050 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 － 月分 (－) 月分 勤勉手当 － 月分 (－) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

泉大津市（企業職）			市町村（政令指定都市を除く）平均		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	― 月分	― 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	― 月分	― 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	― 月分	― 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	― 月分	― 月分
その他の加算措置 （定年前早期退職加算措置（2%～20%加算）） 1人当たり平均支給額 21,503 千円			その他の加算措置 （定年前早期退職加算措置（2%～20%加算）） 1人当たり平均支給額 11,058 千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した企業職の職員に支給された平均額である。
2 本市において、平成21年度（平成21年4月1日）以降は、勧奨退職制度について運用を凍結している。
3 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）

地域手当の支給実績（令和5年度決算）		4,032　千円	
支給職員1人当たり地域手当の平均支給年額（令和5年度決算）		268,804　円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
泉大津市全域	6　%	15　人	6　%

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			104　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			14,871　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			46.7　%	
手当の種類（手当数）			2　種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
水道料金徴収事務従事手当	都市政策部企業職員	水道料金徴収事務	0　千円	日額　100円
現場作業手当	都市政策部企業職員	水道現場作業又は浄配水作業	104　千円	日額　150円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,829　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	261　千円
支給実績（令和4年度決算）	1,327　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	332　千円

（注）1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和6年4月1日現在）

手　当　名	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	1,811　千円	226,375　円
住居手当	1,326　千円	331,500　円
通勤手当	520　千円	86,641　円
管理職手当	4,068　千円	678,000　円
管理職員特別勤務手当	18　千円	18,000　円

（注）企業職の職員に対する各手当の支給内容は、一般職の職員に対する各手当の支給内容と同じである。